

■計画改定方針

1)耐震化の基本方針

耐震化の基本方針(現行計画書と同様)

- 住宅・建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とする
- 県及び市町村は耐震化促進のための環境整備と適切な指導を行う

地震に強い安全・安心な福岡のまちづくり【建築物の耐震化の促進】

2)計画期間について

計画期間

- ・計画の期間はR8～R17 年度までとする。
- ・必要に応じて計画の見直しを行う。

3)計画へ反映させる関係計画等の動向

(1)国の動向

①建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

○建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣は、耐震改修等の促進に関する基本的な事項や目標設定、技術上の指針などを示した基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）を定めている。

○今年度、住宅・建築物の耐震化の現状や近年の情勢等を踏まえ、基本方針の見直しを行うこととしている。

※ 令和 7 年4～5 月に基本方針改定のパブリックコメント実施。

●本県の耐震化の現状や施策の効果を勘案して、目標の見直しを検討します。

○住宅に関する目標

2030(R12)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消 → 2035(R17)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消

○建築物に関する目標 ※2024(R6)年11月 建築物事故・災害対策部会において報告

耐震診断義務付け対象建築物について、2025(R7)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消 → 要緊急安全確認大規模建築物※について、2030(R12)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消

※不特定多数の者が利用する大規模建築物等(病院、店舗、旅館、学校等)

国の基本方針見直し(案)

②令和6年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会

○令和 6 年能登半島地震における建築物の構造被害の原因を分析し、対策の方向性を検討するため、国土交通省及び国土技術政策総合研究所・建築研究所で有識者委員会を設置。

○令和 6 年 11 月に中間とりまとめを公表。

(主な内容)

- ・旧耐震基準の木造建築物の倒壊等の割合が高い
- ・耐震改修を行った木造建築物の被害割合が低い
- ・杭基礎を有する RC 造建築物について1 棟転倒、複数棟が傾斜したが、現時点では被害要因は明らかになっていない
- ・天井の全面脱落は確認されなかったが、一部落下等を確認

●能登半島地震の分析結果を踏まえ、今後の耐震化の取り組みについて検討します。

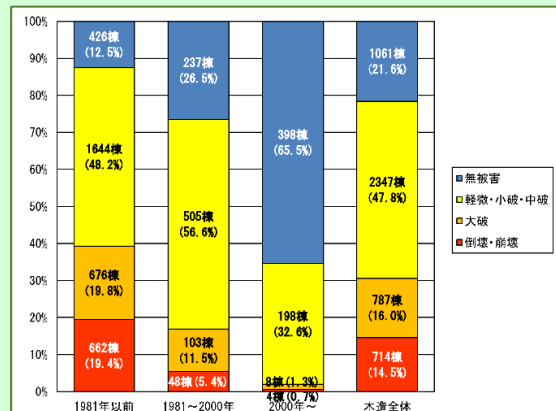


図2 学会恐慌調査による木造の建築時期別の被害状況

木造の被害状況(中間とりまとめより)

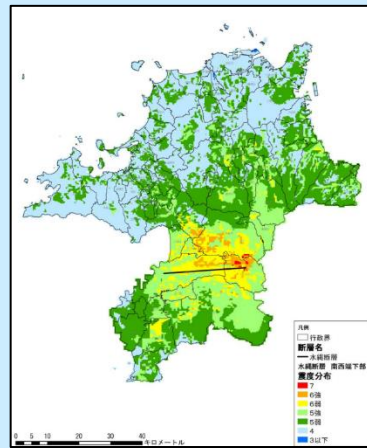
(2)福岡県の動向

③地震に関する防災アセスメント調査

○県では「地震に関する防災アセスメント調査」を実施し、その結果を地域防災計画の策定・改訂の基礎資料としている。

○現在、南海トラフ地震や、県内7つの主要活断層等について被害想定調査を実施中。

●本県における地震被害の状況を把握し、今後の耐震化の取り組みについて検討します。



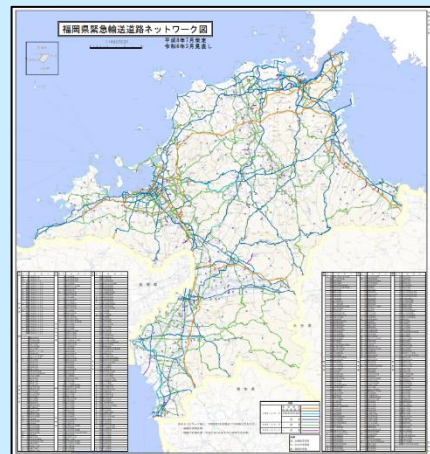
水縄断層震度予測

④緊急輸送道路

○緊急輸送道路（緊急輸送を確保するために必要な道路）は、大規模地震の発生直後より、被災地の災害応急対策に従事する者、または災害応急対策に必要な物資の輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するために必要な道路である。

○本県においては、平成8年に「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定し、その後、適宜見直しを行い、直近では令和5年度に見直しを実施。

●追加された緊急輸送道路において、通行を妨げるおそれのある沿道建築物を把握し、今後の耐震化の取り組みについて検討します。



緊急輸送道路ネットワーク図

⑤福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会

○近年発生している大地震において、多くの住宅・建築物が倒壊するなどの甚大な被害が生じていることを鑑み、県民の生命・財産等を守るため、県、市町村及び関係団体が一体となって、住宅・建築物の耐震化に関する課題や情報の共有及び取組の検討を行うことで、耐震化を推し進めることを目的として、令和6年5月21日に福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会を設立した。

(協議会の活動を踏まえた新たな取組)

- ・福岡県ふるさと納税返礼品として耐震診断アドバイザーを派遣
- ・低コスト工法について耐震改修事業者技術者講習会を実施
- ・相続又は購入した耐震性の不足する空き家の除却費補助を開始
- ・通行障害建築物所有者へのアンケート、個別訪問の実施

●耐震連絡協議会での活動内容や検討内容を踏まえ、福岡県耐震改修促進計画に反映します。

福岡県	
県内全市町村	
関係団体	福岡県建設業協同組合
	(一社)福岡県建設業協会
	(公社)福岡県建築士会
	(一社)日本建築学会九州支部
	(一社)福岡県建築士事務所協会
	(一社)福岡県住宅リフォーム協会
	(一財)福岡県建築住宅センター
	(一社)日本建築構造技術者協会九州支部
	(独法)住宅金融支援機構九州支店
	(一社)福岡県エクステリア建設業協会
全九州コンクリートブロック工業組合	

協議会構成団体